

マネロンガイドラインの要点とその概要

2018/04 掲載

平成 30 年 2 月 6 日に金融庁により「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が発出され、適用が開始されました。

これは、F A T F（金融活動作業部会）第 4 次対日審査を 2019 年に控え、銀行を含む金融機関全体のマネー・ローンダリング／テロ資金供与防止対策（以下、「AML／CFT：Anti-Money Laundering/Countering the Finance of Terrorism」という）について、同審査にも対応できる態勢強化を目指したものです。

金融機関にも、厳正なマネー・ローンダリング対策の態勢整備が求められており、第 1 線の職員はもとより、管理部門・監査部門、経営陣に至るまでの全職員が、感度を高くして臨むことが求められています。以下、すでにテキスト等で学ばれた方には周知のこととなりますが、改めて最新情報としてお届けします。

●わが国の中小金融機関の目標レベルを示す包括的なガイドライン

金融庁ガイドラインは、F A T F 勧告で求められているリスクベースに基づくマネー・ローンダリング／テロ資金供与防止対策（以下、AML／CFT 対策）に関して、管理態勢、業界団体や中央機関等の役割、リスクベース・アプローチの具体的な対応（リスクの特定・評価・低減など）、管理態勢とその有効性の検証・見直し（方針、手続、計画等の策定・実施・検証・見直し（P D C A）、経営陣の関与・理解、経営管理（三つの防衛線等）、グループベースの管理態勢、職員の確保・育成、金融庁によるモニタリング、官民連携などの内容となっている。

特に、F A T F 第 4 次対日審査においては、リスクベースに基づく AML／CFT 対策について、リスクの特定、評価、低減措置、疑わしい取引の届出等に関して、選定された金融機関がどの程度有効性のある対応が取られているかについて F A T F 審査団によるインタビュー等が実施されることとなっている。

本ガイドラインは、本邦の AML 法である犯罪収益移転防止法（犯収法）及び CFT 法である外国為替及び外国貿易法（外為法）で定められている規定はもとより、F A T F 第 4 次勧告や審査のメソドロジー（審査の手法・手順）をはじめ、銀行に特化した AML／CFT ガイドラインであるバーゼル銀行監督委員会（B C B S）が公表している「資金洗浄及びテロ資金供与に係るリスクの適切な管理」（本稿では「B C B S ガイドライン」という）で求められている内容も考慮して態勢強化のあるべき姿を示したものとなっている。

その意味では、様々な国際基準を取り込んだものであり、特にこの分野で劣後しているとみられている本邦中小金融機関の目標レベルを示している包括的なガイドラインと考えらる。

● マネロンガイドラインの概要

(1) マネロンガイドライン「Ⅰ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方」

マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の全般的な整備・高度化を進めるにあたっては、犯収法の取引時確認等の基本的な事項を遵守するだけでなく、金融機関等においては、前記動向の変化等も踏まえながら自らが直面しているリスク（顧客の業務に関するリスクを含む）を適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」）が不可欠であるとされている。

(2) 「Ⅰ－２ 金融機関等に求められる取組み」

金融機関等においては、その取り扱う商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等を全社的に把握してマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価しつつ、自らを取り巻く事業環境・経営戦略、リスクの許容度も踏まえた上で、当該リスクに見合った低減措置を講ずることが求められるとされている。また、管理態勢の構築にあたっては、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部門等に対応を委ねるのではなく、経営陣が主体的かつ積極的にマネロン・テロ資金供与対策に関与することが不可欠であるとされている。

(3) 「Ⅰ－３ 業界団体や中央機関等の役割」

金融機関等だけでリスクベース・アプローチを導入することには限界があるため、わが国金融システム全体の底上げの観点からは、業界団体や中央機関等が、当局とも連携しながら、金融機関等にとって参考とすべき情報や対応事例の共有、態勢構築に関する支援等を行うほか、必要かつ適切な場合には、マネロン・テロ資金供与対策に係るシステムの共同運用の促進、利用者の幅広い理解の促進等も含め、傘下金融機関等による対応の向上に中心的・指導的な役割を果たすことが重要であるとされている。

(4) 「Ⅰ－４ 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応」

本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、業態ごとに定められている監督指針等も踏まえながら、必要に応じ、報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行い、金融機関等の管理態勢の改善を図ることとされている。また、「対応が求められる事項」に係る態勢整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を「対応が期待される事項」として記載している。

(5) 「Ⅱ リスクベース・アプローチ」

マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、金融機関等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることとされている。「リスクの特定・評価・低減」の方法について、金融機

関等に求められる「対応が求められる事項」、「対応が期待される事項」、「先進的な取組み事例」などが示されている。

(6) 「Ⅲ 管理態勢とその有効性の検証・見直し」

「マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）」、「経営陣の関与・理解」、「経営管理（三つの防衛線等）」、「グループベースの管理態勢」、「職員の確保、育成等」について「対応が求められる事項」、「対応が期待される事項」「先進的な取組み事例」が示されている。

営業店の担当者として注目すべきであるのは、「経営管理（三つの防衛線等）」のうち、「第1の防衛線」は営業部門、「第2の防衛線」はコンプライアンス部門やリスク管理部門等の管理部門、「第3の防衛線」は内部監査部門を指し、マネロン・テロ資金供与対策においても、顧客と直接対面する活動を行っている営業店や営業部門が、マネロン・テロ資金供与リスクに最初に直面し、これを防止する役割を担うとされていることである。

全ての営業職員は、自らの部門・職務において必要なマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を十分理解し、取引時確認の措置や疑わしい取引の届出などの措置を的確に実施することが求められる。また、本部や営業部店の内部管理責任者等は、営業部店のマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等における各職員の責務等を分かりやすく明確に説明し、営業部店に属する全ての職員に対し共有することが求められる。

● 「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」「先進的な取組み事例」

マネロンガイドラインにおいては、金融庁等のモニタリングに当たって、金融当局として、各金融機関等において「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」が明確化されるとともに、今後の当局としてのモニタリングのあり方等が示されている（同ガイドラインI-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応）。

モニタリング等を通じて、金融庁等は、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、業態ごとに定められている監督指針等も踏まえながら、必要に応じ、報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行い、金融機関等の管理態勢の改善を図る。

また、「対応が求められる事項」に係る態勢整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を「対応が期待される事項」として記載している。

金融機関等におけるフォワード・ルッキングな対応を促す観点から、過去のモニタリングや海外の金融機関等において確認された優良事例を、他の金融機関等がベスト・プラクティスを目指すに当たって参考となる「先進的な取組み事例」として掲げている。

● 監督指針に基づく態勢整備の強化

マネロンガイドラインの改訂に合わせて、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の監督指針も改正された。

犯収法ではリスク管理体制の整備は努力義務とされているが、改正される監督指針においては、マネロン・テロ資金供与防止管理態勢の整備が義務とされることになる。これにより、金融機関は、マネロン・テロ資金供与対策に関する従業員に対する教育訓練、リスク評価書の作成・見直し、取引モニタリング等を義務として行うことが求められる。

* *

なお、ボリュームがありますが、参考として以下の資料にも是非、目を通されることをおすすめします。

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180206/besshi1.pdf>

(PDFファイル 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」：金融庁ホームページ)

<http://www.ginken.jp/mlg/booklet.pdf>

(PDFファイル 「金融庁ガイドライン対応マネロン・テロ資金供与防止対策」最新情報 銀行研修社)